

令和 7 年度外務省政策評価実施計画

令和 7 年 4 月 1 日

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下、「政策評価法」という。）第 7 条の規定に基づき、及び「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：令和 5 年度から令和 9 年度、令和 5 年 3 月 8 日策定、令和 6 年 4 月 1 日改定）（以下「基本計画」という。）を実施するため、「令和 7 年度外務省政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 評価の対象

- （１）実施計画期間内において事後評価の対象とする施策は、外務省政策評価体系の
とおりとし、令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度の実績等について評価を
行う。
- （２）政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当する、政府開発援助に係る未着
手・未了案件は、政策評価法第 7 条 2 項第 2 号イ及びロに基づく事後評価（政
府開発援助に係る未着手・未了案件）のとおりにする。
- （３）上記（１）及び（２）の評価の対象については、実施計画策定後の状況の変化
により、追加又は変更することがあり得る。

3 事後評価の方法

基本計画に基づき、次の評価を行うこととする。

- （１） 2（１）の施策の事後評価については、「令和 5 年度事前分析表」を踏まえて
あらかじめ設定した施策の目標について、その達成状況を測り、中長期的な効
果の発現状況や外部要因の影響等をも勘案しつつ評価を行う。評価について、
省内で総合的な審査を行う。評価書の作成に当たっては、使いやすく分かりや
すいものとする。
- （２） 2（２）の案件については、当該案件の継続の必要性を判断しつつ評価を行
う。

（了）